

# 全国高等学校体育連盟関係



令和4年度 全国高等学校定時制通信制体育大会日程

令和4年3月現在

回数	大会名	会場	日・曜	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	宿泊先
				月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
69	軟式野球	神宮球場 駒沢硬式野球場 江戸川球場																					□	△	●	●	●	●	●					都内ホテル	
57	陸上競技	駒沢オリンピック公園 陸上競技場							□△	●	●	●	●																					都内ホテル	
57	自転車競技	日本サイクルスポーツセンター												□	●	●	●	●	●															サイテル	
55	卓球	駒沢体育館				□	△	●	●	●	●	●	●																					都内ビジネスホテル	
55	ソフトテニス	千葉県サニーテニスコート																□△	●	●	●	●	●	●	●	●	●							サニーインむかい周辺	
53	柔道	講道館 予定													□		△	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	都内ホテル	
53	剣道	日本武道館								△	●	●	●	●			△	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	都内ホテル	
49	バレーボール	平塚サンライズアリーナ トヨタアリーナ/平塚総合体育館										□△	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	平塚市周辺	
32	バスケットボール	東京体育館										□	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	都内ホテル	
32	サッカー	清水総合運動場陸上競技場 清水ナショナルトレセン IAIスタジアム日本平							□	△	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	静岡市内 ホテル・旅館	
24	バドミントン	小田原アリーナ																								□△	●	●	●	●	●	●	●	湯河原地区	

□:監督会議 △:開会式 ●:競技 ▽:閉会式

令和4年度 全国高等学校体育連盟選抜等大会 共催・後援 (予定)

種目	大会名	開会式	競技	期日	閉会式(表彰式)	開催場所	主催団体
1 体操	第38回全国高等学校新体操競技大会	2023年3月23日(水)	2023年3月23日(水)～2023年3月24日(金)	2023年3月23日(水)	2023年3月24日(金)	静岡県草薙総合運動場体育館	公益財団法人 日本体操協会
2 水泳	第39回全国高等学校水泳競技大会	2023年3月25日(日)	2023年3月25日(日)～2023年3月26日(月)	2023年3月25日(日)	2023年3月26日(月)	四日市市総合体育館	公益財団法人 日本水泳協会
3 バスケットボール	ウィーターカップ2022 第75回全国高等学校バスケットボール選手権大会	2022年12月29日(水)	2022年12月29日(金)～2022年12月29日(水)	2022年12月29日(金)	2022年12月29日(水)	東京体育館 駒沢オリンピック公園屋内競技場	(公財) 日本バスケットボール協会
4 バレーボール	第75回全日本バレーボール高等学校選手権大会	2023年3月4日(水)	2023年3月4日(水)～2023年3月5日(木)	2023年3月4日(水)	2023年3月5日(木)	東京体育館	(公財) 日本バレーボール協会
5 卓球	第50回全国高等学校卓球選手権大会	2023年3月24日(金)	2023年3月25日(土)～2023年3月27日(月)	2023年3月24日(金)	2023年3月27日(月)	スカイホール豊田	(公財) 日本卓球協会
6 フットボール	第48回全日本高等学校サッカー選手権大会	2023年3月28日(火)	2023年3月28日(火)～2023年3月30日(木)	2023年3月28日(火)	2023年3月30日(木)	日本ガイシホール	(公財) 日本サッカー協会
7 ハンドボール	第46回全国高等学校ハンドボール選手権大会	2023年3月23日(水)	2023年3月23日(金)～2023年3月29日(月)	2023年3月23日(金)	2023年3月29日(月)	(伊丹)オリーナ(彦) 岐阜県総合体育館	(公財) 日本ハンドボール協会
8 サッカー	第110回全国高等学校サッカー選手権大会	2022年12月28日(水)	2022年12月28日(木)～2023年1月9日(月)	2022年12月28日(木)	2023年1月9日(月)	国立競技場ほか	公益財団法人日本サッカー協会、民間放送4社
9	第31回全国高等学校女子サッカー選手権大会	実施せず	2022年12月28日(木)	2022年12月28日(木)	2022年12月28日(木)	ノエビアスタジアム神戸	(公財) 日本ハンドボール協会
10	第10回全国高等学校ラグビーフットボール大会	2023年3月24日(金)	2023年3月24日(金)～2023年3月31日(金)	2023年3月24日(金)	2023年3月31日(金)	兼松スポーツ文化公園兼松ラグビー場	(公財) 日本ラグビーフットボール協会
11	第10回全国高等学校バドミントン大会	2023年3月24日(金)	2023年3月25日(土)～2023年3月28日(火)	2023年3月24日(金)	2023年3月28日(火)	花巻市総合体育館	(公財) 日本バドミントン協会
12	第41回全国高等学校男子ソフトボール選手権大会	2023年3月24日(金)	2023年3月25日(土)～2023年3月28日(火)	2023年3月24日(金)	2023年3月28日(火)	長崎県大村市	(公財) 日本ソフトボール協会
13	第41回全国高等学校女子ソフトボール選手権大会	2023年3月17日(金)	2023年3月18日(土)～2023年3月21日(火)	2023年3月17日(金)	2023年3月21日(火)	鹿児島県鹿児島市	(公財) 日本ソフトボール協会
14 相撲	令和4年度全国高等学校相撲新人選手権大会	2023年3月18日(土)	2023年3月18日(土)～2023年3月19日(日)	2023年3月18日(土)	2023年3月19日(日)	高知県立若菜総合運動公園相撲場	(公財) 日本相撲連盟、高知新聞社、RKC高知放送
15 柔道	第45回全国高等学校柔道選手権大会	2023年3月20日(月)	2023年3月20日(月)～2023年3月21日(火)	2023年3月20日(月)	2023年3月21日(火)	日本武道館	(公財) 日本柔道連盟
16 スキ	第35回全国高等学校スキー大会(ノルディック種目)	2023年2月21日(火)	2023年2月22日(水)～2023年2月24日(金)	2023年2月22日(水)	2023年2月24日(金)	野沢温泉村	(公財) 全日本スキー連盟
17	第35回全国高等学校スキー大会(アルペン種目)	2023年3月7日(水)	2023年3月8日(木)～2023年3月10日(金)	2023年3月8日(木)	2023年3月10日(金)	山ノ内町	(公財) 全日本スキー連盟
18 スポーツ	第34回全国高等学校総合体育大会(トラック)	2023年3月24日(金)	2023年3月25日(土)～2023年3月26日(日)	2023年3月24日(金)	2023年3月26日(日)	北海道帯広市 明治十勝オーバル	公益財団法人日本スケート連盟
19	第34回全国高等学校総合体育大会(水泳)	2023年3月18日(土)	2023年3月19日(日)～2023年3月21日(火)	2023年3月18日(土)	2023年3月21日(火)	静岡県浜松市天竜区トド場	公益財団法人日本スケート連盟
20 剣道	第32回全国高等学校剣道選手権大会	2023年3月26日(日)	2023年3月27日(月)～2023年3月28日(火)	2023年3月26日(日)	2023年3月28日(火)	春日井総合体育館	日本剣道連盟
21 レスリング	令和4年度全国高等学校レスリング大会	2023年3月27日(月)	2023年3月27日(月)～2023年3月29日(水)	2023年3月27日(月)	2023年3月29日(水)	新潟県東総合体育センター	(公財) 日本レスリング協会
22 テニス	第13回全国高等学校テニス選手権大会(トラック)	2022年12月23日(金)	2022年12月23日(金)～2022年12月25日(日)	2022年12月23日(金)	2022年12月25日(日)	熊本市総合体育館、青年会館	公益財団法人 全日本テニス連盟
23	第13回全国高等学校テニス選手権大会(ローランド)	2022年12月24日(土)	2022年12月24日(土)～2022年12月25日(日)	2022年12月24日(土)	2022年12月25日(日)	加賀市民体育館	日本山岳・スポーツクラブ・ライミング協会
24 自転車競技	第46回全国高等学校自転車競技大会(トラック)	実施せず	定 3月中旬から下旬	定 3月中旬から下旬	定 3月中旬から下旬	定 北九州メダリアードーム	公益財団法人 日本自転車競技連盟
25	第46回全国高等学校自転車競技大会(ロード)	実施せず	定 3月中旬から下旬	定 3月中旬から下旬	定 3月中旬から下旬	定 北九州メダリアードーム	公益財団法人 日本自転車競技連盟
26	第46回全国高等学校自転車競技大会(クロス)	実施せず	定 3月中旬から下旬	定 3月中旬から下旬	定 3月中旬から下旬	定 北九州メダリアードーム	公益財団法人 日本自転車競技連盟
27 ボウリング	令和4年度第34回全国高等学校ボウリング選手権大会	2022年12月22日(木)	2022年12月23日(金)～2022年12月27日(火)	2022年12月23日(金)	2022年12月27日(火)	伊藤町三ツツターナスタジアム、岐阜県若狭高等学校ボウリング場	一般社団法人 日本ボウリング連盟
28	第38回全国高等学校ボウリング選手権大会	2023年3月25日(日)	2023年3月26日(日)～2023年3月28日(火)	2023年3月25日(日)	2023年3月28日(火)	金沢市総合体育館	(公財) 日本ボウリング協会
29	第38回全国高等学校ボウリング選手権大会	2023年3月24日(金)	2023年3月24日(金)～2023年3月26日(日)	2023年3月24日(金)	2023年3月26日(日)	長崎県高崎市、島原復興アリーナ	公益財団法人日本ウェイトリフト・フリースタイル協会
30	第38回全国高等学校ボウリング選手権大会	2023年3月23日(木)	2023年3月23日(木)～2023年3月25日(土)	2023年3月23日(木)	2023年3月25日(土)	福岡県総合体育館	(公財) 日本フリースタイル協会
31 空手道	JOCジュニアオリンピックカップ第42回全国高等学校空手道選手権大会	2023年3月26日(日)	2023年3月27日(月)～2023年3月28日(火)	2023年3月26日(日)	2023年3月28日(火)	福岡県総合体育館	(公財) 全日本空手道連盟
32 アーチェリー	第11回全国高等学校アーチェリー選手権大会	2023年3月25日(土)	2023年3月25日(土)～2023年3月26日(日)	2023年3月25日(土)	2023年3月26日(日)	伊予市立伊予スポーツセンター	(公財) 全日本アーチェリー連盟
33 なぎなた	第18回全国高等学校なぎなた選手権大会	2023年3月24日(金)	2023年3月24日(金)～2023年3月26日(日)	2023年3月24日(金)	2023年3月26日(日)	伊予市立伊予スポーツセンター	伊予市 伊予市教育委員会 (公財) 全日本なぎなた連盟
34 少林寺拳法	第26回全国高等学校少林寺拳法選手権大会	2022年7月28日(水)	2022年7月28日(木)～2022年7月31日(日)	2022年7月28日(木)	2022年7月31日(日)	つつがタイルフイル射撃場	一般財団法人少林寺拳法連盟
35	第26回全国高等学校少林寺拳法選手権大会	2022年7月28日(水)	2022年7月28日(木)～2022年7月31日(日)	2022年7月28日(木)	2022年7月31日(日)	つつがタイルフイル射撃場	一般財団法人少林寺拳法連盟

種目	大会名	開会式	競技	期日	閉会式(表彰式)	開催場所	主催団体
36 陸上競技	JOCジュニアオリンピックカップ 第16回U18 / 第65回U16 陸上競技大会	2023年3月17日(金)	2023年3月18日(土)～2023年3月21日(火)	2023年3月17日(金)	2023年3月21日(火)	愛媛県総合運動公園陸上競技場	日本陸上競技連盟
37	水泳	第39回全日本ジュニア(U17)水泳選手権大会～わいわき湖国カブ～	2023年3月17日(金)	2023年3月18日(土)～2023年3月21日(火)	2023年3月17日(金)	2023年3月21日(火)	(公財) 日本水泳連盟
38 サッカー	PUJILIM SUPER CUP 2023 "NEXT GENERATION MATCH"	実施せず	2023年2月予定	2023年2月予定	2023年2月予定	未定	公益財団法人 日本サッカー協会、公益財団法人 日本プロサッカーリーグ
39	第18回全国高等学校合同チームカップ	2022年4月28日(金)	2022年4月29日(金)～2022年4月30日(土)	2022年4月29日(金)	2022年4月30日(土)	グロースループアリーナ	(公財) 日本ラグビーフットボール協会
40	第18回全国高等学校合同チームカップ	2022年4月29日(金)	2022年4月29日(金)～2022年4月30日(土)	2022年4月29日(金)	2022年4月30日(土)	グロースループアリーナ	(公財) 日本ラグビーフットボール協会
41 弓道	第14回愛媛県全国高等学校弓道選手権大会	2022年8月20日(土)	2022年8月20日(土)～2022年8月21日(日)	2022年8月20日(土)	2022年8月21日(日)	久留米アリーナ	愛媛県 愛媛県全国高等学校弓道大会実行委員会 (久留米市)
42 なぎなた	第18回全国高等学校なぎなた選手権大会	2022年8月28日(日)	2022年8月28日(日)～2022年8月29日(月)	2022年8月28日(日)	2022年8月29日(月)	九度山文化スポーツセンター	幸村杯なぎなた大会実行委員会 (公財) 全日本なぎなた連盟
43 馬術	第38回全日本馬術選手権大会	2022年7月20日(水)	2022年7月19日(火)～2022年7月21日(木)	2022年7月19日(火)	2022年7月21日(木)	御殿場馬術場	一般社団法人全日本高等馬術連盟
44	第38回全日本馬術選手権大会	2022年7月20日(水)	2022年7月19日(火)～2022年7月21日(木)	2022年7月19日(火)	2022年7月21日(木)	御殿場馬術場	一般社団法人全日本高等馬術連盟
45 ダンス	第34回全日本高校・大学ダンスフェスティバル(神戸)	2022年8月11日(木)	2022年8月10日(水)～2022年8月13日(土)	2022年8月10日(水)	2022年8月13日(土)	神戸文化ホール・神戸市立中央体育館	(公財) 日本女子体育連盟、神戸市、神戸市教育委員会
46	ダンス	第15回日本高校ダンス部選手権 夏の公式大会	2022年8月16日(火)	2022年8月16日(火)～2022年8月17日(水)	2022年8月16日(火)	2022年8月17日(水)	株式会社 産業経済新聞社
47	ダンス	第16回日本高校ダンス部選手権 春の公式大会	実施せず	定 未	定 未	定 未	株式会社 産業経済新聞社
48	ボウリング	文部科学大臣杯第29回全国高等学校ボウリング選手権大会	2022年12月23日(金)	2022年12月25日(日)～2022年12月25日(日)	2022年12月25日(日)	津市グラウンドボウル	(公財) 全日本ボウリング協会
49	ボウリング	第26回全国高等学校ボウリング選手権大会・青森大会	2022年3月18日(土)	2022年3月18日(土)～2022年3月19日(日)	2022年3月18日(土)	アネモリボウル(青森市安方1丁目9-15)	全国高等学校体育連盟ボウリング部加盟連合会
50	ボウリング	第21回全日本ジュニア選手権大会	2022年3月8日(月)	2022年3月8日(月)～2022年3月11日(木)	2022年3月8日(月)	津市グラウンドボウル	公益財団法人日本バレーボール協会
51	バドミントン	第24回全日本ジュニア選手権大会	2022年3月11日(木)	2022年3月11日(木)～2022年3月14日(日)	2022年3月11日(木)	大阪府	公益財団法人日本バレーボール協会
52	バレーボール	第5回全国高等学校バレーボール選手権大会	2023年3月18日(土)	2023年3月17日(金)～2023年3月19日(日)	2023年3月17日(金)	2023年3月19日(日)	愛媛県 公益財団法人日本バレーボール協会
53	陸上競技	令和4年度 全国高等学校男子陸上競技大会	実施せず	定 6月	定 未	定 未	公益財団法人 日本カヌー連盟
54	陸上競技	令和4年度 全国高等学校女子陸上競技大会	実施せず	定 6月	定 未	定 未	公益財団法人 日本カヌー連盟

(公財)全国高校体育連盟

2022.3.12現在

## 全国高等学校総合体育大会開催基準要項

### 1 総 則

公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）は、全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という）を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

### 2 目 的

大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

### 3 主 催

(1) 大会の主催は、本連盟、開催地都道府県、同教育委員会及び関係中央競技団体とする。

夏季大会は、開催ブロック都道府県及び固定開催競技種目開催県とする。（総合ポスター等に記載する）

(2) 競技種目別大会については、上記(1)の他に会場地市町村及び同教育委員会を加えることができる。

なお、協賛企業獲得業務を担当する企業に共催名義の使用を認める。

### 4 後 援

(1) 大会の後援は、スポーツ庁・(公財)日本スポーツ協会及び日本放送協会とする。

(2) 競技種目別大会については、上記(1)の他に開催地都道府県体育協会及び会場地市町村体育協会等を加えることができる。

### 5 主 管

競技種目別大会の主管は、本連盟当該専門部、開催地都道府県高等学校体育連盟及び関係都道府県競技団体とする。

### 6 協 賛

大会の協賛は、本連盟が別に定める「全国高等学校総合体育大会協賛要項」「全国高等学校総合体育大会競技種目別協賛要項」及び「スポンサーシッププログラムによる協賛要項」による。

### 7 大会開催の順序と地域区分

(1) 大会は毎年、夏季・冬季に分けて開催する。

(2) 夏季大会の開催地は、本連盟の定める3地域(東・中・西)ごとに、ブロックの輪番を原則として決定する。

但し、地域・ブロックの順序決定にあたっては、地域内のブロック数及び都道府県数のバランスを考慮する。

(3) 冬季大会の開催地は冬季総体検討プロジェクトで協議のうえ、競技種目毎に決定する。

(4) 夏季大会は東、中及び西の地域内の順序で開催し、地域内においてもブロックの輪番を原則とする。

なお、東、中及び西の地域並びにブロックの区分は、別表のとおりとする。但し、冬季大会については適用しない。

【別表】	地 域	ブロック	都 道 府 県
	東	北海道 東 北 関 東	北海道 (北)青森・岩手・秋田/(南)宮城・山形・福島 (北)茨城・栃木・群馬・埼玉/(南)千葉・東京・神奈川・山梨
	中	北信越 東 海 近 畿	新潟・富山・石川・福井・長野 岐阜・静岡・愛知・三重 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
	西	中 国 四 国 九 州	鳥取・島根・岡山・広島・山口 徳島・香川・愛媛・高知 (北部)福岡・佐賀・長崎・大分/(南部)熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

## 8 大会開催地の決定（夏季大会・冬季大会共通）

- (1) 本連盟は、開催ブロック高等学校体育連盟と連携し、開催ブロック都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟と調整を図り、大会開催5年前までに、それぞれに文書で開催を依頼する。
- (2) 依頼を受けた都道府県高等学校体育連盟は、ブロック内の各都道府県高等学校体育連盟と緊密な連絡調整のうえ、開催地都道府県教育委員会と連署で、原則として大会開催年度の4年前の4月1日から8月末日までの間に本連盟会長宛に開催承諾書（別紙様式1）を提出する。
- (3) 大会開催地の決定について重大な自然災害等の不測の事態が生じた場合には、開催都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟と本連盟が別途協議する。
- (4) 開催承諾書の受理をもって大会開催地の決定とする。開催承諾書の受理後、速やかに会長より決定通知書を交付する。
- (5) 開催ブロック都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟は、大会開催に向け、連絡協議会を設置し、相互の連絡・調整を図る。但し、固定開催競技種目開催県が開催ブロック内に無い場合は、連絡協議会メンバーから除く。（必要に応じて出席を要請できる）また、互選により「幹事都道府県」を定める。なお、「幹事都道府県」は、開催ブロック都道府県をとりまとめ、連絡協議会の円滑な運営にあたるものとする。

## 9 大会開催時期及び期間

- (1) 夏季大会の開催は8月1日から12日まで及び16日から20日までの間を原則とする。
- (2) 冬季大会の開催は12月下旬から2月までの間を原則とする。
- (3) 競技種目別大会の期間は4日以内を原則とする。ただし、4日を超える場合は、全国高等学校総合体育大会中央委員会（以下「総体中央委員会」という）の承認を得なければならない。
- (4) 国民の祝日等に関係職員に対し勤務を命じることのできない開催都道府県においては、実行委員会がこれらの状況を踏まえ、開催時期及び期間を設定する。

## 10 大会の内容

- (1) 競技は次のとおりとする。

### ア. 夏季大会（30競技）

陸上競技・体操・水泳・バスケットボール・バレーボール・卓球・ソフトテニス・ハンドボール・サッカー・バドミントン・ソフトボール・相撲・柔道・ボート・剣道・レスリング・弓道・テニス・登山・自転車競技・ボクシング・ホッケー・ウエイトリフティング・ヨット・フェンシング・空手道・アーチェリー・なぎなた・カヌー・少林寺拳法

※ヨットについては、平成27～36年度の間、和歌山県にて固定開催とする。

### イ. 冬季大会（4競技）

スキー・スケート・駅伝競走・ラグビーフットボール

※駅伝競走については京都府、ラグビーフットボールについては大阪府にて固定開催とする。

- (2) 競技種目別大会は学校対抗戦を原則とするが、個人戦も実施することができる。
- (3) 競技種目別大会の参加人員は、総体中央委員会で決定する。
- (4) 競技種目別大会の競技会場及び競技用備品・用具については、「全国高等学校総合体育大会開催に係る申し合わせ事項」に基づき、開催地都道府県実行委員会が本連盟専門部と協議し決定する。
- (5) 大会期間中には、大会開催に必要な会議及び直接大会と関わりのある会議のみ開催することができる。  
但し、直接大会と関わりのない会議を行う場合は、総体中央委員会の承認を得なければならぬ。その他の会議の開催は大会運営費と関わりのないものとする。

## 11 引率・監督

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、都道府県高体連会長に事前に届け出る。
- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

但し、各都道府県における規程があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うことを原則とする。

## 12 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。  
但し、休学中、留学中の生徒を除く。
- (2) 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により全国大会の参加資格を得たものに限る。但し、都道府県高体連に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。
- (3) 年齢は、\_\_\_年4月2日以降に生まれたものとする。（\_\_\_部分の数字は開催当該年度-19となる）  
但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での同一競技出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）  
大会参加資格を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。
- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 複数校合同チームの大会参加は認めない。但し、統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前の2年間に限り合同チームによる大会参加を認める。
- (6) 転校・転籍後6ヶ月未満（水泳は1年）のものは同一競技への参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。  
大会開始前のエントリー変更期限前に6ヶ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。
- (7) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する都道府県高等学校体育連盟会長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例  
ア. 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟会長が推薦した生徒について、大会参加資格の別途で定める規程にしたがい大会参加を認める。

イ. 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回までとする。

#### 【大会参加資格の別途に定める規程】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
  - (1) 大会参加資格を認める条件
    - ア. 本連盟の活動の目的を理解し、それを尊重すること。
    - イ. 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
    - ウ. 各学校にあつては、都道府県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、全国大会への出場条件が満たされていること。
    - エ. 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく運営が適切であること。
  - (2) 大会参加に際し守るべき条件
    - ア. 大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等にしたがうとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
    - イ. 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
    - ウ. 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

### 13 大会役員

別に定める「大会役員編成基準表・競技種目別大会役員編成基準表」による。

### 14 高体連マーク、インターハイキャラクター等

- (1) (公財)全国高等学校体育連盟「マーク」(以下「高体連マーク」という)は、昭和25年に制定された本連盟標章を使用するものとする。
- (2) 高体連マーク、インターハイマスコットキャラクター及びロゴマーク・エンブレムマークは、本連盟の許可なくしてみだりに商品、商業広告、宣伝等に利用してはならない。
- (3) 高体連マークの使用に関しては、『(公財)全国高等学校体育連盟「マーク」使用規程』による。
- (4) インターハイキャラクター等の使用に関しては「インターハイキャラクター等使用規程」による。

### 15 競技種目別大会の運営

競技種目別大会の運営は、本連盟各競技専門部と関係中央競技団体、開催地都道府県実行委員会とが、密接な連絡をとりながらこれにあたる。

### 16 実行委員会

- (1) 開催地都道府県は大会のために実行委員会を設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
  - ア. 名称



- イ. 目的
  - ウ. 組織
  - エ. 役員
  - オ. 管掌内容
  - カ. 経理方法
  - キ. その他必要な事項
- (3) 実行委員会は、事務局を設ける。
- (4) 次の事項については、総体中央委員会の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。
- ア. 大会運営の予算及び決算
  - イ. 競技施設の計画
  - ウ. 総合開会式
  - エ. 宿泊要項・弁当調達要項（冬季大会のみ）
  - オ. 競技種目別大会実施要項
  - カ. その他総体中央委員会で必要と認める事項（医療要項、個人情報及び肖像権に関する取り扱い、諸経費(受益者負担)等）
- (5) 次の事項については会長の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。
- なお、会長は承認内容について総体中央委員会に報告する。
- ア. ブロック開催基本方針（固定競技種目開催県別別途作成）・各都道府県開催基本構想）
  - イ. 実行委員会規程・役員
  - ウ. 大会愛称・スローガン
  - エ. 図案（参加章・ポスター・シンボルマーク・入賞メダル）
  - オ. その他必要と認める事項
- (6) 高体連マーク・大会愛称・スローガン・シンボルマーク等の使用については、『(公財)全国高等学校体育連盟「マーク」使用規程』及び「インターハイキャラクター等使用規程」に基づき、「取り扱い規程」を作成し、総体中央委員会の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。
- (7) 開催地都道府県が必要と認める場合は、市町村に会場地市町村実行委員会を設置することができる。
- (8) 開催地都道府県実行委員会は大会終了後、できるだけ速やかに報告書を作成し、関係機関・団体に配付する。

## 17 競技種目別大会の実施要項

- (1) 大会で実施する競技種目については、本連盟各競技専門部と開催地都道府県実行委員会が協議の上、実施要項案を作成し、夏季・冬季大会とも、原則として大会開催前年度の8月末までに総体中央委員会に提出する。
- (2) 競技種目別大会の実施要項に記載する内容は次のとおりとする。作成にあたっては別紙「競技種目別大会実施要項作成基準」による。
- ア. 期日
  - イ. 会場
  - ウ. 競技種目
  - エ. 競技日程

- オ. 競技規則
- カ. 競技方法
- キ. 引率・監督
- ク. 参加資格
- ケ. 参加制限
- コ. 参加申込
- サ. 参加料
- シ. 表彰
- ス. 宿泊
- セ. 諸会議
- ソ. 組合せ
- タ. 個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて
- チ. 連絡事項（その他）

- (3) 競技種目別大会の実施要項及び申込用紙は、夏季大会については4月20日、冬季大会については10月1日までに、開催ブロック各都道府県実行委員会より各都道府県高等学校体育連盟事務局宛に送付する。

#### 18 参加申込み

- (1) 都道府県大会、または地域大会において選抜または選考されたものについて、都道府県高等学校体育連盟会長は当該校長と連署して所定の様式により定められた期限までに、会場地市町村実行委員会（市町村実行委員会が設置されていない場合は都道府県実行委員会）、その他実施要項に記載される宛先に都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに申込みものとする。
- (2) 申込み期限は総体中央委員会で決めるが、原則として開催日の4週間前とする。
- (3) 申込先等、申込みの詳細については、競技種目別大会実施要項の記載に従う。
- (4) 上記の申込み期限を過ぎた場合は参加できない。

#### 19 大会参加料

- (1) 大会参加者は参加料を納入する。
- (2) 参加料の額は、総体中央委員会で決定する。
- (3) 参加料は会場地市町村実行委員会（会場地市町村実行委員会が設置されていない場合は都道府県実行委員会）に納入する。
- (4) 参加料は競技種目別大会運営費にあてる。
- (5) 参加料以外に大会運営費の一部を参加者から徴収する場合は、総体中央委員会の承認を得なければならない。

#### 20 大会参加章（IDカード等）

- (1) 参加章は大会に参加する大会役員、競技役員、運営役員及び補助員と都道府県選手団本部役員、選手、監督及び報道員並びに会場地市町村実行委員会（市町村実行委員会が設置されていない場合は都道府県実行委員会）が必要と認めたものに支給する。
- (2) 参加章は大会参加を証するもので、当該競技会場に入場することができる。但し、開催地都道府県実行委員会は、会場の都合により入場に制限を加えることができる。
- (3) 参加章の意匠は毎年新しくし、各競技種目別大会同一とする。ただし、冬季大会についてはこの限りでない。

- (4) 参加章の意匠は開催ブロック都道府県実行委員会で検討し、本連盟会長の承認を得た後、実行委員会が作成する。
- (5) 開催地都道府県実行委員会は、必要に応じて共通参加章を作成・支給することができる。

## 21 大会の式典

- (1) 夏季大会の総合開会式は、開催ブロック都道府県実行委員会が選定した会場において、同実行委員会が指定した競技種目の選手・役員が参加し行う。なお、冬季大会の開会式は各会場で行う。
- (2) 夏季大会の総合開会式に参加した競技種目が特に必要と認める場合は、総体中央委員会の承認を得て、別に競技種目ごとの開会式を行うことができる。
- (3) 閉会式は原則として、それぞれの競技種目ごとの競技会場で行う。
- (4) 「総合開会式式典基準」は別に定める。

## 22 表彰

各競技種目とも、上位入賞校(者)に大会会長より賞状及びメダルを授与する。団体優勝校には、本連盟会長杯、文部科学大臣杯及び賞状を授与する。競技種目ごとの入賞数は、各競技種目別大会の実施要項に定める。

## 23 プログラム

- (1) プログラムは競技種目別大会プログラムとする。
- (2) 競技種目別大会プログラムには、商業広告を掲載することができる。掲載した広告料の収入は開催都道府県もしくは会場地市町村の実行委員会が収受する。なお、プログラム収入の会計処理については、開催都道府県もしくは会場地市町村の実行委員会が当たる。
- (3) プログラムは有料で頒布することを原則とする。ただし、次については無料とする。
 

ア. 競技別団体（関係種目のみ）	5部
イ. 競技役員（関係種目のみ）	1部
ウ. 都道府県高等学校体育連盟（全競技種目）	2部
エ. 競技種目別都道府県代表監督（関係種目のみ）	1部
オ. 参加校各校につき（団体関係種目のみ）	2部
カ. 報道関係者	申込人数の1/4
ただし単独競技取材社（関係種目のみ）	1部
キ. 本連盟（全競技種目）	40部

## 24 都道府県選手団役員編成

- (1) 都道府県選手団本部役員の編成は、各都道府県高等学校体育連盟が次の基準により編成する。
  - ア. 夏季大会は団長、副団長、総務併せて10名以内
  - イ. 冬季大会は団長、副団長、総務併せて5名以内
- (2) 都道府県選手団本部役員の参加申込みは、開催ブロック都道府県実行委員会に申し込まなければならない。

## 25 大会の経費

大会の準備並びに運営のための経費は国庫補助金、開催ブロック都道府県補助金・負担金、会場地市町村補助金・負担金、本連盟負担金、助成金、参加料、寄附金、協賛金等でまかなう。

## 26 宿 泊・弁 当

### 《夏季大会》

- (1) 都道府県の本部役員・選手・監督及び視察員、大会役員、競技役員及び報道員への配宿業務及び弁当調達業務は、本連盟が統括する配宿担当企業が準備し担当する。なお、エントリーした選手、監督は宿泊・弁当調達要項に基づき、所定の様式により都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに期日までに申込みものとする。
- (2) 開催地都道府県等実行委員会は本連盟及び配宿担当企業と連携して配宿・弁当調達業務にあたる。業務分担については別に定める。
- (3) 宿舎は、本連盟が統括する配宿担当企業と開催地都道府県内旅館組合等で協議の上、選定することとし、原則として旅館業法上の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿泊所（以下「旅館等」という）の中から選定し、競技種目別大会参加者の宿舎は、可能な限り競技会場地及びその周辺地域の旅館等を確保するものとする。競技会場地及びその周辺地域の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、地域の実情に応じて、公的宿泊施設等を確保するものとする。風紀上、衛生上又は防災上支障があると認められる宿舎は選定しないものとする。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、少なくとも消防法の定める限度を下回ってはならない。
- (5) 宿泊料金及び弁当料金は本連盟と配宿担当企業が協議の上、予め開催地都道府県内旅館組合、弁当調達業者等と協定したものについて、大会開催の前年の8月末までに総体中央委員会に提出する。

なお、夏季大会における配宿センターの設置場所については、開催地都道府県実行委員会と本連盟が協議する。

### 《冬季大会》

- (1) 都道府県の本部役員・選手・監督及び視察員、大会役員、競技役員及び報道員の宿舎は、開催地都道府県実行委員会が準備し配宿する。なお、エントリーした選手、監督は宿泊要項に基づき、所定の様式により都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに期日までに申込みものとする。
- (2) 夏季大会の(2)に準ずる。
- (3) 宿舎は、開催地都道府県実行委員会と同旅館組合等で協議の上選定する。
- (4) 夏季大会の(4)に準ずる。
- (5) 夏季大会の(5)に準ずる。

## 27 交 通

- (1) 競技会場への移動は公共交通機関の利用を原則とする。
- (2) 公共交通機関での移動が大会運営上支障があると判断される場合、開催ブロック都道府県・会場地市町村実行委員会は、できる限り大会参加者の集散及び競技会場への必要な交通上の便宜を計るものとする。  
但し、シャトルバス等を運行する場合は、受益者負担を原則とする。
- (3) シャトルバス等を計画する場合は、大会ホームページ等に掲載するなど、参加者が利用時間、利用料金等を事前に把握できるよう情報提供に努める。

## 28 報道・記録処理

- (1) 開催ブロック都道府県は、開催期間中の記録センター及びプレスセンターを設置し、

その経費を負担する。

- (2) 報道員の範囲は新聞社、雑誌社、ラジオ、テレビ、ニュース映画社の所属社員で日本新聞協会、雑誌協会、写真記者協会、ニュース映画記者協会にそれぞれ加入している者及び主催者が許可したものに限る。
- (3) 報道員に開催地都道府県実行委員会で作成した報道員章（腕章・帽子・IDカード等）を貸与し、その報道員章によって各会場に入場し取材することができる。各会場では指定された場所で取材しなければならない。
- (4) 放送に関しては、本連盟と日本放送協会が締結した契約内容を優先する。
- (5) 記録処理業務は、本連盟が委託業者を選定し、その費用を負担する。
- (6) 開催ブロック幹事都道府県等実行委員会は本連盟及び委託業者と連携して記録処理業務にあたる。

## 29 肖像権

- (1) 肖像権の取扱いについては、本連盟が別途定める「肖像権等の取扱規程」による。
- (2) 開催ブロック、開催地都道府県実行委員会が定める「個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」を競技種目別大会実施要項及び競技別プログラムに掲載するとともに、競技会場に公示する。

## 30 入場料

総合開会式及び競技種目別大会の入場料徴収については、これを徴収することも可とする。徴収する際の料金等は、開催地都道府県実行委員会が関係機関と協議して設定し、総体中央委員会の承認を得なければならない。

## 31 緊急時の対応

緊急時の対応については、開催地都道府県実行委員会が別に定める。

## 32 高校生活動

開催地都道府県教育委員会と開催地都道府県高等学校体育連盟は、全国高等学校総合体育大会の開催の趣旨を踏まえ、地元高校生の多様な活躍の場を教育活動の一環として積極的にとらえ、広く関係団体とも連携を図り、意図的・計画的な活動として組織する。大綱を別に定める。

## 33 補 則

この大会開催基準要項に定めるもののほか、大会を開催し、運営するために必要な事項については、総体中央委員会において審議し、決定する。ただし、本連盟理事会での判断を求める必要のある事項と認めるときは、意見を付して理事会に提議しなければならない。

## 附 則

本要項は昭和39年度大会より発行する。

昭和41年11月 第一次改正

昭和45年11月 第二次改正

昭和49年4月 第三次改正

昭和 52 年 11 月	第四次改正	
昭和 55 年 11 月	第五次改正	
昭和 57 年 5 月	第六次改正	
昭和 63 年 5 月	第七次改正	
平成 5 年 5 月	第八次改正	
平成 5 年 11 月	第九次改正	
平成 8 年 11 月	第十次改正	[出場は同一競技 3 回まで] [外国人留学生もこれに準ずる]
平成 9 年 4 月	第十一次改正	[統廃合対象校の参加]
平成 9 年 11 月	第十二次改正	[4 月 2 日以降に生まれたもので、19 歳未満のもの]
平成 11 年 5 月	第十三次改正	[中国等帰国生徒]
平成 12 年 11 月	第十四次改正	[4 月 2 日以降に生まれたものとする]
平成 16 年 3 月	第十五次改正	[引率・監督 [中国等帰国生徒] [中央委員会承認事項] [会長承認事項] [交通] [中等教育学校] 他全体]
平成 17 年 3 月	第十六次改正	[大会申請書の提出について] [大会の内容 (4)] [実行委員会 (4) 中央委員会の承認] [宿泊 (5) 宿泊料金の決定]
平成 18 年 12 月	第十七次改正	[大会開催地の決定]
平成 20 年 3 月	第十八次改正	[大会参加資格の改正]
平成 20 年 12 月	第十九次改正	[入場料について]
平成 21 年 5 月	第二十次改正	[大会参加資格 72 条、115 条の改正]
平成 22 年 3 月	第二十一次改正	[主催の改正]
平成 23 年 3 月	第二十二次改正	[決定主体明確化] [開催地の決定] 他
平成 24 年 9 月	第二十三次改正	[共催、休学・留学の扱いの追記、宿泊の改正]
平成 25 年 4 月	第二十四次改正	[プログラムの改正、高校生活動の追記、配宿センター・記録センター等の追記] (なお、この変更は、平成 26 年度からの適用とする。但し、3 主催、15 競技種目別大会の運営、24 都道府県選手団編成について改正は、平成 25 年度より適用する。)
平成 25 年 9 月	第二十五次改正	[大会参加資格] の項、字句修正・追記
平成 28 年 5 月	第二十六次改正	[ブロック開催に伴う字句修正] [後援の改正] [宿泊・弁当の改正] [インターハイマスケットキャラクター及びロゴマーク・エンブレムマーク、肖像権の追記] 平成 28 年 6 月 1 日から施行
平成 30 年 5 月	第二十七次改正	[後援] の項の団体名改正、「大会開催時期及び期間」の項の追記、「引率・監督」の項の追記、高体連マーク・インターハイマスケットキャラクター及びロゴマーク・エンブレムマークの項の一部修正、実行委員会の項の一部修正、プログラムの項の一部修正

# 公益財団法人全国高等学校体育連盟 競技者及び指導者規程

## 第1章 総 則

### 第1条（目的）

高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われるものであり、その活動はアマチュア・スポーツマン精神に則り実施されなければならない。公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下本連盟）は、競技者及び指導者の保護と健全な体育・スポーツ活動の推進を図るため、基本的事項について定める。

### 第2条（規程の適用）

この規程は、以下の競技者と指導者に適用する。

- （1）競技者とは、都道府県高等学校体育連盟（以下都道府県高体連）に加盟する学校教育法第1条に定められた高等学校の生徒で、都道府県高体連当該競技専門部を通して全国高体連当該競技専門部に登録した者をいう。  
ただし、別途定める規定によって大会参加を認められた競技者も含める。
- （2）指導者とは、本連盟役員及び本連盟が主催する大会の役員、監督・コーチ・引率者をいう。

## 第2章 競 技 者

### 第3条（競技者のあり方）

- （1）高等学校の生徒として、体育・スポーツ活動を通して自己研鑽に努める。
- （2）競技規則はもとより社会生活におけるルールとマナーを守り、フェアプレイの精神に徹する。
- （3）体育・スポーツ活動を通してお互いの友情を深めるとともに、ボランティア活動等にも積極的に参加する。
- （4）スポーツ活動を行うことによって、物質的な利益を自ら受けない。
- （5）スポーツ活動によって得た名声を、自ら利用しない。

### 第4条（競技者の禁止事項）

- （1）大会参加により授与される賞金、高価な商品を受領すること。
- （2）企業等から入社契約もしくはこれに準ずるものの前渡しや、金品の支給、貸与等の物質的利益を受けること。
- （3）各種大会に参加するための旅費その他の経費を、当該校関係又は大会主催者以外から受領すること。
- （4）自分の氏名、写真、競技実績を広告等に使用すること。ただし、本連盟が認めた場合を除く。

### 第5条（大会等への参加）

- （1）競技者が大会等に参加するときは、在学校長の責任によって申し込むものとする。
- （2）競技者が本連盟の主催する以外の大会等に参加しようとするときは、あらかじめ在学校長の出場承認を得て、所属する都道府県高体連会長に届け出るものとする。

## 第3章 指 導 者

### 第6条（指導者のあり方）

- （1）指導者は、高等学校における体育・スポーツ活動の発展と心身ともに健全な競技者育成のため、競技者の模範となるよう努める。
- （2）高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われることを踏まえて指導

にあたる。

- (3) 競技規則を守り、人権の尊重に十分配慮して指導にあたる。
- (4) 禁止事項については第4条（競技者の禁止事項）を準用する。

#### 第4章 罰 則

##### 第7条（罰則）

競技者及び指導者が本規程に違反し、品位を損ない、本連盟の名誉を傷つけたときは当該専門部及び都道府県高体連と協議の上、罰則を与えることができる。

#### 第5章 改正その他

##### 第8条（改正その他）

本規程の改正及び実施に関して必要な事項の制定は、理事会の決定により行うことができる。

##### 附 則

平成14年5月30日より施行

平成24年4月1日 一部改正「公益財団法人への移行に伴う表記の訂正」

平成25年5月21日 一部改正「加盟と登録の区別」

### 【参考】

#### 「加盟」及び「登録」についての概念規定について

●一般的には、

「加盟」；団体や組織に一員として加わり、団体組織を支えること

「登録」；申請により、団体や組織の公簿に氏名等を記載し、そのことによって大会出場等が認められること

とされている。

●したがって、規程中の「加盟」「登録」については、

今後、以下のように概念規定する。

「加盟」；都道府県高体連へ加入すること

例；〇〇県高体連に加盟する

「登録」；大会出場を前提とし、都道府県高体連当該競技専門部を通して全国高体連に氏名等を提出し、当該競技専門部の名簿に登載すること

（登録することによって大会出場が認められる）

例；●●専門部に登録する



※登録しなければ、インターハイにつながる都道府県大会にも出場することはできない。



## 競技者に関する別途規定

(公財)全国高等学校体育連盟

中央競技団体には、プロ扱い競技者の登録を区別している中央競技団体と、これを区別していない中央競技団体がある。

この現状を踏まえ、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下本連盟）は、前者については中央競技団体の取り決めに従うものとし、後者については条件が整備されるまでの間、競技者の不利益とならないよう配慮するために、本別途規定を設ける。

- 1 プロ扱い競技者とは、企業等と契約を交わし、競技に関係して金品の授受がある者を言う。
- 2 各競技専門部は、プロ扱い競技者が本連盟主催の大会に参加しようとする場合、選手登録に際し、次の事項について指導すること。
  - (1) 本連盟「競技者及び指導者規定」の趣旨を尊重するとともに、本別途規定の内容を確認し、関係企業等にも周知徹底すること。
  - (2) 全国高等学校総合体育大会等本連盟主催の大会に参加しようとする場合、以下の項目を確認のうえ申請し、許可を得ること。
    - ア 都道府県予選大会（これに付随する各予選大会を含む）より参加するものとする。
    - イ 大会日程およびタイムテーブルの配慮はしない。
    - ウ 全国高等学校総合体育大会等本連盟主催の大会参加に関して、宣伝広告を行ったり金品の授受があってはならない。
    - エ 大会（予選を含む）には、学校対抗の選手として参加を許可するものであり、ユニフォーム等は所属校のものを着用しなければならない。
    - オ 本人の氏名・写真、競技実績等の広告への掲載、テレビ広告等への出演は、本連盟がスポーツ振興上有益であると認めた場合は許可する。
- 3 本別途規定が適用される競技専門部は、本連盟「競技者及び指導者規定」を尊重し、中央競技団体と、プロ扱い競技者の登録を区別する等選手登録について条件整備を行うものとする。
- 4 本別途規定に違反する行為があった場合は、「競技者及び指導者規定」第7条（罰則）を準用する。

平成20年3月3日 制定

平成24年4月1日 一部訂正「公益財団法人化に伴う文言訂正」

## 複数校合同チームによる大会への参加についての考え方

運動部活動部員数の減少が深刻な状況にある学校が増加したこともあり、全国的に複数校合同での部活動が進められている。

複数校合同チームによる大会参加についての社会的要請があることを受け、部活動活性化のために本連盟が平成14年3月に認めた団体競技種目における複数校合同チームによる大会参加は、あくまで部活動にひたむきに取り組んでいる生徒に発表の場を提供するための教育的配慮に基づくものである。

したがって、各学校の部活動運営にあたっては上記の趣旨を踏まえ、創意工夫を凝らして部員数の確保に努めるとともに可能な限り学校単位での大会参加が出来るよう努力するべきものとする。

これらの考え方に基づいて、複数校合同チームによる大会参加については以下のように取り扱うこととした。

1. 部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について
  - (1) 全国高等学校総合体育大会は学校対抗制を原則としている。したがって、各学校を単位として大会に参加することが要件となるため、部員不足に伴う合同チームの参加は認めない。
  - (2) 各都道府県高体連及び専門部においては、各都道府県の大会等の参加に関する基準等を検討し、実施可能な専門部から合同チームが成果を発表できる場を設けるよう努力する。その際、合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われることのないよう十分留意する。
2. 学校の統廃合（設置者による学校の廃止及び廃止を伴う複数の学校の統合で、募集停止を伴うものをいう、以下同じ）に伴う複数校合同チームの大会参加について
  - (1) 学校の統廃合は行政を含む設置者の都合によるものであるため、当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の2年間に限り合同チームを組んで全国高等学校総合体育大会に参加することを認める。
  - (2) 統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。これについては学校毎ではなく、部活動毎に取り扱うものとする。
  - (3) 同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

平成14年3月9日より施行

平成19年3月3日 改正

平成25年5月21日 一部改正「募集停止を伴うもの」追記

## 外国人留学生の全国高校総体参加について

外国人留学生の全国高校総体（以下「インターハイ」という）参加については、開催基準要項「12」の大会参加資格を有し、在籍する高等学校を卒業する目的で入学した生徒（短期留学は不可）であることが定められている。

外国人留学生が日本の高等学校に在籍するという事は、「当該校において、日本の高校生とともにその学校の教育課程に沿って学習すること」であり、そのことが全国高体連としての基本的な考え方である。

しかるに、書面上あるいは手続上在籍しているものの現に学習活動を行っていない生徒は、インターハイの「高等学校に在籍する生徒の健全な発達を図る」との目的に沿わない生徒であって、インターハイへの参加を認めることはできない。

全国高体連では平成6年に「外国人留学生の大会参加について」の規程を定めるとともに、以後必要に応じて一部改正等を行いながら、外国人留学生のインターハイ参加について適正化に努めてきた。参加にあたっては下記の事項及び補足事項等を遵守すること。

### 記

- 1 参加生徒は、開催基準要項「12」の大会参加資格を有すること。
- 2 参加生徒は、在籍する高等学校を卒業する目的で入学した生徒であること。
- 3 参加人数枠は、エントリー数の概ね20%以内を原則とし、専門部ごとに定め理事会で決定する。

### 補 則

- (1) 卒業目的とは、卒業に必要なすべての単位を履修・修得することをいう。
- (2) 参加人数のエントリー数は、団体種目と個人種目に分けて考える。
  - ① 団体種目では、大会要綱に定められたエントリー数（補欠を含む）の概ね20%以内とする。
  - ② 個人種目では、各学校のエントリー数（種目数ではない）の概ね20%以内とする。ただし、当該校のエントリー人数が5人未満の場合は、1人以内とする。
- (3) 大会参加資格の確認方法
  - ① 大会主催者は参加資格（生年月日）と修学意志の確認のため出身国ならびに入国管理局の認証する在留資格（いずれもコピー可）の提出を求めることができる。
  - ② 当該都道府県高等学校体育連盟は参加資格の確認のため、毎年、在留資格書ならびに在籍校長の証明する単位履修・修得書の提出を求めることができる。
  - ③ 外国人留学生選手登録および大会参加申請書に添付する書類について
    - (ア) 「4月入学の外国人留学生」の概念等  
4月当初に行われる入学式において、当該校長から入学を許可され、他の日本人高校生とともに、在籍校において卒業を目的として3年間継続して修学する生徒を指して、4月入学の外国人留学生という。
    - (イ) 申請時添付書類
      - ・ 入学許可証 写（登録更新時は、学年修了証または単位修得証明書 写）
      - ・ 在留資格証明書 写
      - ・ パスポート 写
      - ・ 就学ビザ 写
      - ・ 外国人登録証明書（もしくは外国人登録証明書交付予定期間指定書）写  
または在留カード（平成24年7月9日に新しい在留管理制度が導入されたため） 写

(ウ) 夏季・冬季インターハイ出場を目指す外国人留学生の出場申請について

《夏季インターハイ》

基本的には上記4月入学の外国人留学生が対象となる。夏季インターハイ予選（都道府県総体）の出場希望種目申込締切日までに、必要な資料を添えて登録及び出場申請（様式1-①、ただし登録更新者については、様式1-②）を行ったうえで、大会参加申込みを行う。

インターハイ都道府県予選（地区・支部予選を含む）の出場希望種目参加申込締切日までに修学していることは、「外国人登録証明書の登録日」もしくは「在留カードの交付日」により確認する。但し、外国人登録証明書の発行がなされていない場合には、外国人登録証明書交付予定期間指定書により確認する。

《冬季インターハイ》

4月入学の外国人留学生の冬季インターハイへの参加については、基本的には夏季インターハイと同じ流れであるが、登録及び出場申請（様式1-①）については、夏季インターハイ予選（都道府県総体）の最終申込締切日（△1）以前に行うことが必要であり、修学の事実が証明できる資料が不可欠である。そのうえで、冬季インターハイ予選（都道府県大会）の申込締切日までに、大会参加申込みを行う。よって、夏季インターハイ予選の最終申込締切日以降に修学開始の生徒は、その年度の冬季インターハイへの出場も認められない。

ただし、4月入学・修学の留学生で、入学当初入部せず、年度途中から入部し、大会出場の希望がある場合には、冬季インターハイ予選（都道府県大会）の申込締切日までに、登録及び出場申請（様式1-①）と大会参加申込みを行う。その際、都道府県専門部長は、都道府県高体連事務局に当該都道府県の夏季インターハイの最終申込締切日を確認し、当該留学生がその日までに修学している事実を確認する。

【△1：夏季インターハイ予選（都道府県総体）の最終申込締切日とは、都道府県によっては、種目によって申込締切日が異なるため、各都道府県の種目の中で申込締切日が最も遅い種目の申込締切日のことである】

なお、制度として後期入学を規定している単位制の高校で、正規の手続きを経て、受入校が入学を許可する場合は、「外国人登録証明書の登録日」もしくは「在留カードの交付日」が予選申込締切日までであれば、冬季インターハイへ参加できることとする。

\* 夏季・冬季インターハイともに、出場資格を有するのは基本的に4月入学の外国人留学生となる。やむを得ない事情で入学許可や修学が遅れることも考えられる。

しかし、このような場合においても、出場及び登録申請の締め切りは、理由の如何にかかわらず、夏季インターハイについては、その出場希望種目の予選（都道府県総体）申込締切日、冬季インターハイについては、夏季インターハイ予選（都道府県総体）の最終申込締切日（上記△1参照）までとする。

また、上記最終申込締切日以降に入学許可された外国人留学生は、夏季・冬季を含め、その年度のインターハイに出場することはできない。

(エ) 都道府県高体連専門部長は、上記(イ)の他、必要に応じ、当該校に対して、その他の書類の提出を求めることができる。

(オ) 大会参加申請（外国人留学生選手登録（または登録更新）申請を含む）には、別紙様式1-①または②（学校⇒専門部）・2（専門部⇒高体連）を使用する。

(4) インターハイに出場する外国人留学生の中で、途中帰国する者があった学校に対する取り

扱い

- ① インターハイに出場する外国人留学生の中で、途中帰国する者があった学校に対し、当該都道府県高等学校体育連盟は、当該校に対し理由説明を求めることができる。
- ② 調査の結果、途中帰国する理由が正当と認められない場合には、参加資格違反とみなし「競技者及び指導者規程」により処理する。
- (5) 9月入学の生徒（留学生・帰国生徒を含む）の出場においては開催基準要項の12(6)に準ずる。
- (6) 留学先から帰国した生徒の扱いは開催基準要項の12(6)に準ずる。

《開催基準要項 12 大会参加資格(6)》

転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）  
但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りではない。

附則 この改正は、平成26年4月1日から適用する。

平成6年11月15日	制 定	「外国人留学生の大会参加について」
平成7年5月30日	一部改正	「20%枠の適用」
平成14年5月30日	一部改正	「在留資格」
平成15年3月8日	一部改正	「競技者及び指導者規程」の適用
平成17年3月5日	一部改正	「大会参加資格の確認方法」
平成22年12月3日	一部改正	「大会参加資格の確認方法追加」
平成23年5月24日	一部改正	「冬季大会参加資格の期限」
平成24年4月1日	一部改正	「公営財団法人化に伴う文言の整理」
平成25年5月21日	一部改正	「条項・文言の整理及び改正」
平成25年12月6日	一部改正	「文言の一部訂正」

## 公益財団法人全国高等学校体育連盟 肖像権の取扱規程

### 第1条（目的）

本規程は、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）が主催する大会に参加または関与する、競技者および指導者ならびにその他の関係者の肖像の取り扱いに関し、基本事項を定めることを目的とする。

### 第2条（定義）

本規程で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本大会とは、本連盟が主催する大会の本選および予選をいう。
- (2) 競技者とは、都道府県高等学校体育連盟（以下「都道府県高体連」という）に加盟する学校教育法第1条に定められた高等学校の生徒で、都道府県高体連の競技専門部を通じて本連盟の競技専門部に登録した者をいう。
- (3) 指導者とは、本連盟の役員および本大会の役員、監督・コーチ・引率者をいう。
- (4) 本大会関係者とは、競技役員、運営委員、その他の各種委員、補助員、本連盟および本大会に関する機関・競技団体の関係者をいう。
- (5) 肖像とは、人の容貌・姿態および個人を特定し得る氏名・愛称・音声・記録等をいう。
- (6) 肖像権とは、肖像をみだりに撮影もしくは記録され、または、撮影もしくは記録された肖像を公表されない権利、および、肖像のもつ財産的価値を排他的に支配する権利をいう。

### 第3条（肖像の管理）

本連盟は、次条以下に定める範囲で、競技者、指導者および本大会関係者の肖像がもつ財産的価値を排他的に支配する権利を有し、適正に管理する。

### 第4条（本連盟等による肖像の利用）

- 1 競技者、指導者および本大会関係者は、本連盟および本連盟が認める企業・団体・報道機関等が次の各号の行為を行うことにつき、異議を述べない。
  - (1) 本大会の開催期間中に、本大会の会場およびその周辺において、競技者、指導者および本大会関係者の肖像を撮影し、または記録すること。
  - (2) 前号により撮影または記録した肖像を新聞、雑誌、ホームページに掲載し、テレビ、インターネットで放映し、広告、宣伝に利用し、または、商品化するなど営利非営利を問わず利用すること。
  - (3) 第1号により撮影または記録した肖像を有償で譲渡すること。
- 2 競技者、指導者および本大会関係者は、前項による肖像の利用について、名目の如

何を問わず一切の対価を請求しない。

#### 第5条（第三者による肖像の利用）

競技者、指導者および本大会関係者は、本連盟の事前の書面による承諾のある場合を除き、本大会における自己の肖像を第三者に利用させてはならない。ただし、本人またはその家族が私的に利用する場合を除く。

#### 第6条（本規程の承諾）

- 1 競技者および指導者は、本大会の参加申込書の提出により、本規程を承諾したものとす。
- 2 本大会関係者は、本大会に関与することが決定したとき、本規程を承諾したものとす。
- 3 本連盟および本大会関係者は、前二項に規定する以外の者に対し、本大会会場に会場した場合には、本規程を承諾したものと見なされる旨、掲示、放送その他の方法により告知する。

#### 第7条（権利の侵害）

本連盟、競技者、指導者および本大会関係者は、競技者、指導者または本大会関係者の肖像権を侵害する行為に対して、必要に応じて共同して対処するものとする。

#### 第8条（本規程に属さない事項）

本規程に定めのない事項が発生した場合は、原則として本連盟の基本問題検討委員会で協議し、理事会の決定により解決するものとし、競技者、指導者および本大会関係者は当該決定に従うものとする。

#### 第9条（改廃）

本連盟は、必要があると認めるときは、いつでも本規程の全部または一部を改訂し、または廃止することができるものとする。本規程が改訂された場合は、改訂前に撮影または記録された肖像も含めて、改訂後の本規程が適用されるものとする。

#### 第10条（違反時の措置）

競技者、指導者および本大会関係者が本規程に違反したときは、本連盟は、損害賠償請求等の法的措置その他本連盟が相当と認める措置をとることができる。

#### 附則

本規程は、平成29年1月20日より施行する。

## 広域通信制高等学校本校及び連携校等の都道府県高体連への加盟について

### 1 はじめに

広域通信制高等学校が多様な展開を図っている状況を踏まえ、生徒の健全な発達を促す体育・スポーツ活動の普及・発展という高体連の目的に鑑み、広域通信制高等学校の都道府県高体連への加盟等の取扱いについて以下のとおり申し合わせる。

### 2 対象校の種別

この申し合わせの対象とする広域通信制高等学校とは、法令上の根拠を有する広域通信制高等学校本校並びに連携・協力する技能教育施設、協力校及び本校の管下にある学習センター等（以下連携校等と言う）とする。

法令上の根拠を有しないいわゆるサポート校は対象校としない。

### 3 都道府県高体連への加盟

都道府県高体連への加盟については、各都道府県高体連が別に定める規定による。

都道府県高体連に加盟を希望する広域通信制高等学校本校及び連携校等は、それぞれの所在地のある都道府県高等学校体育連盟会長に代表者名（※注）で加盟を申請する。

この場合、加盟申請する本校並びに連携校等として、部活動が教育活動の一環に位置付けられ、責任ある顧問教員の指導のもとに適切に継続して運営が行われていることが必要である。

（※注）

- 本校の場合は学校長名、連携校等の場合は本校学校長・連携校等の代表者の連名
- 連携校等の加盟承認後は連携校等の代表者を学校長の代理として扱うことができる。但し、連携校等における責任は学校長も負うものとする。
- 連携校等の校名標記については、連携校等名を従的に表す

### 4 活動状況の把握と確認

加盟申請に際し、都道府県高体連は部活動の状況等を把握、確認するために必要な書類の提出を求めるものとする。

なお、加盟承認後、活動状況等に変更が生じた場合は代表者名で直ちに当該都道府県高体連に届け出るものとする。また、都道府県高体連は当該校の活動状況等について随時確認することができる。

（※提出書類等の例）

- ア 運動部活動を教育活動の一環として位置付けている資料（学校案内、学校要覧、学校教育計画、学校経営計画等）
- イ 運動部活動を日常的・継続的に行っているスポーツ施設等とその所在地
- ウ 運動部の活動計画（年間・月間、活動時間帯等）、活動日誌
- エ 学年別・年次別在籍生徒数、部員名簿（氏名、住所等）
- オ その他必要と思われるもの

### 5 大会等への参加資格

全国高等学校総合体育大会への参加資格は開催基準要項 12 項の大会参加資格によるものとする。また、同大会の引率責任者及び監督・コーチについても同要項の 11 項の引率・監督によるものとする。また、連携校等の引率責任者については本校の校長が認める連携校等の職員とする。

なお、加盟対象校ではないいわゆるサポート校の都道府県高体連主催大会等への参加については各都道府県高体連が別途定める規定に従い、適切に取り扱うものとする。

附 則 平成 5 年 11 月 19 日制定（平成 6 年度より実施）

平成 19 年 3 月 3 日改正

平成 25 年 5 月 21 日一部改正「表記の変更」

平成 26 年 5 月 20 日全面改定「サポート校の加盟対象からの除外」

（全面改正の完全施行は平成 29 年度からとし、加盟済みのサポート校については平成 28 年度までを経過措置期間とする。ただし、平成 27 年度以降の新規加盟についてはサポート校を加盟対象外とする。）



# 全国高等学校総合体育大会参加選手心得

(公財) 全国高等学校体育連盟

高マ校うてア学ろ生活手る  
 として等かの生選な  
 と上高は、その他  
 環向なを、収獲  
 一の全睦なく、の  
 の能健親なも大  
 育技にのでも最  
 教、も互けとが  
 校えと相だると  
 学与身のうすとこ  
 等を心徒競始た  
 高会、生を終し  
 、機り校技で加  
 はのか学た度参  
 催践は等し態、  
 開実を高習いめ、  
 のツ揚、学し深  
 会一高に頃らをい  
 大ポのも、口生情た  
 育ス神と、校友い  
 体く精とるは高のら  
 校広ツるあ手もとも  
 学に一すで選て地て  
 等徒ボ成のるい催し  
 高生ス育もすお開力  
 国校アをる加にび努  
 全学ユ徒す参度及う  
 等子生と熊因よ

- 1 基本的な生活態度
  - (1) 理性をもつて正しい判断にもとづいて明朗快活に行動す
  - (2) 己を中心でなく、お互いが協調性を発揮し、積極的に協力
  - (3) 節制に努め、健康管理には十分注意する。
- 2 競技会参加への態度
  - (1) 競技規則を理解し、尊重する。
  - (2) 高校生らしい態度で、しかもスポーツマン精神で参加する。
  - (3) 練習についても、けがや事故のないように十分に注意して行う。
- 3 移動や宿舎ににおける態度
  - (1) 交通機関においで、他人に対する思いやりをもって行動する。
  - (2) 宿舎の生活を守り、自分勝手な行動をしない。配膳、寝具の整理整頓、清掃、掃除等も積極的に行う。間でも、気持ちよくあいさつを交わす。貴重品の管理については十分注意する。理解しておき、避難時の行動も十分確認しておく。
  - (3) 外出先や公共の場では、先ず身だしなみに注意し、自然環境をそこなわない。
  - (4) 保険参加証については、健康保険証を持参する。